

第45回道州制特区提案検討委員会開催結果

日 時： 平成23年12月14日（水） 10:00～12:30

場 所： 第二水産ビル 3階 3G会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、菊池委員、竹田委員、湯浅委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、阿部参事 他

（事務局）

みなさんお揃いになりましたので、これから第45回道州制特区提案検討委員会を開催させていただきますと思います。

会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

開会にあたりまして、総合政策部竹林地域振興監からごあいさつを申し上げます。

（竹林地域振興監）

改めて、おはようございます。

地域振興監の竹林です。会議に当たりまして冒頭に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、北海道道州制特区提案検討委員会の委員として新たに、あるいは引き続きお引き受けをいただきまして、深く感謝を申し上げます。

また今日は、年末の大変お忙しい時期にもかかわらずご出席をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

さて道では、平成18年12月に制定されました道州制特区推進法に基づきまして、地域のことは地域で決めることができる社会の実現に向けまして、これまで道民の皆様から寄せられました、約350件のアイディアに関し、この提案検討委員会でご審議をいただきましてまいりました。そして委員会からの5回の答申をもとに、30項目に関して国に対し権限移譲などを求める提案を行ってきたところです。

本道は、少子高齢化や人口減少などが全国を上回るスピードで進展しており、また経済雇用情勢も依然として厳しい状況が続いております。こうした中で、食や観光など、北海道の持つ優位性や潜在力を最大限に生かして自立的に地域づくりを進めていくことが益々重要となっているところです。

道州制特区制度は、道が国に権限移譲などを求めることができる重要な仕組みであり、この制度を有効に活用していくことが大変大切なことと考えております。

ただ一方で、法律制定から5年を経れておりまして、様々な課題や問題点があるというのも現実の状況です。委員の皆様には、それぞれのお立場から幅広い視点で経済の活性化や

道民生活の向上をはじめ、本道の自立的な発展に向けて必要と考えられる権限の移譲などについて忌憚なくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして冒頭のあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

本委員会は、平成 19 年 7 月に設置をいたしました。この度皆様方から委員の就任につきましてご快諾をいただき、本日第 3 期目の委員会をスタートさせていただく運びとなりましたところ。

平成 19 年 7 月から数えますと、通算いたしまして第 45 回目の委員会となります。本日は、第 3 期目の委員会の初の会合です。議事に入ります前に委員の皆様方をご紹介させていただきます。

資料 1 の北海道道州制特別区域提案検討委員会委員名簿があり、その前に付けております出席者名簿に沿ってご紹介をさせていただきます。五十音順にご紹介させていただきます。

北海道大学大学院経済学研究科特任教授の井上久志様です。

続きまして、札幌学院大学経営学部経営学科教授の河西邦人様です。

続きまして、北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役の菊池貞雄様です。

続きまして、北星学園大学経済学部専任講師の竹田恒規様です。

続きまして、農業・ファームイン経営をされております湯浅優子様です。

本日、名簿にはあと 2 名記載をさせていただいておりますが、太田明子ビジネス工房代表の太田明子さん、それから北海道保育士会会長で千歳市立末広保育所の保育士の近藤和江さんにつきましては、どうしても都合が付かないため、本日は欠席をされております。

以上 7 名の方でこれから 2 年間、道州制特区に関するご審議をお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

まず、先程ごあいさつ申し上げました総合政策部竹林地域振興監です。

次に、道州制推進担当参事の阿部です。

後ろにも何人か職員がおりますので簡単に紹介をさせていただきます。

担当主幹の芹田です。

担当主査の東は席を外しております。

主任の齊藤です。

そして私は、広域連携を担当しております斎藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に資料 1 をご覧いただきたいと思います。資料 1 の裏側に北海道道州制特別区域推進条例という、これが道州制特区提案検討委員会の設置の根拠となる条例です。

この2枚目の第7条に会長及び副会長という箇所があります。「第1項、委員会に会長及び副会長を置く。第2項、会長及び副会長は、委員が互選する。第3項、会長は、委員会を代表し、会務を総理する。第4項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。」こういう規定になっております。

この規定に基づき、会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。選出の仕方についてはいかがいたしましょうか。

(湯浅委員)

推薦してよろしいでしょうか。

(事務局)

結構です。

(湯浅委員)

この委員会のこれまでの経緯を熟知なさっている井上先生に引き続き会長をお願いしたいと思います。

それから、副会長は、会長から指名していただくということでいかがでしょうか。

よろしくをお願いします。

(事務局)

今、湯浅委員からこれまでの経緯も踏まえまして、会長には井上委員、それから副会長には井上委員から指名していただければいかがかというご提案がありました。

いかがいたしましょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

異議がないようですので、井上委員に引き続き会長をよろしく願いいたします。

それでは、井上会長には大変恐縮ですが、会長席に移動をよろしく願いいたします。

会長、大変恐縮ですが、副会長の指名をよろしく願いいたします。

(井上会長)

では、ご提案によりまして私から副会長を指名させていただきたいと思います。河西委員に是非お引き受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(事務局)

それでは河西委員、副会長席に移動願います。

次に、竹林地域振興監から井上会長に知事からの諮問書を手交いたします。

(竹林地域振興監)

それでは、北海道知事からの諮問書をお渡しいたします。

北海道道州制特別区域推進条例に基づきまして、道州制特別区域基本方針の変更の提案に関し、貴委員会の意見を求めます。

どうかよろしく願います。

(井上会長)

ただいま、本委員会に、高橋知事から諮問をいただきました。

これまで 5 回にわたり提案を行ってまいりましたけれども、これから北海道の道民の皆様方の生活の向上、また北海道経済の活性化に繋がるような提案について、委員の皆様方と協力しながら十分に審議を尽くして意見を取りまとめ、提案の形につくりあげてまいりたいと思います。

皆様方のご協力をよろしく願います。

(事務局)

それでは、これからの議事につきましては、井上会長よろしく願います。

(井上会長)

では、議事に入らせていただきますけれども、一言だけごあいさつをかねてお話をさせていただきます。

これまで 5 回の提案・答申をしたということではありますが、当初に比べますと今の国の政局の問題もありますし、また、地方分権を巡って、特に最近起こった事例で、大阪府、あるいは大阪市の地方分権についての一步進んだ形での取り組みもあるようです。

そういった中で私達、道州制特区提案検討委員会では何度も提案をまとめてきたわけです。この委員会に科せられた責務というものは、これまで以上に大きいと思います。

一方、道民の皆様方の関心も、ややもすれば長丁場にわたってまいりましたので若干薄れてきている兆しもあると常々感じているところです。いわばこの委員会のあり方に関しましては、胸突き八丁にあるのかなと思いますので、今日新任の委員、お二方はご欠席のようではありますが、鋭意道民の皆様方の目線に立った提案を取りまとめていきたいと思えます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきまして、十分

にその責務、あるいは期待に応えていけるよう私自身も努力してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

早速ですが、予定されている議事に入ってまいりたいと思います。

手元に配布されている委員会次第の 6 の議事です。まず「(1) 第 5 回答申までの道民提案の検討結果について」ですが、まず事務局からご説明をいただいて、その後、委員の皆様方からのご意見・ご質問を賜りたいと思います。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

はじめに資料 2 によりまして道州制特区制度の概要、また、資料 3 と資料 4 によりまして、第 5 回答申までの道民提案の検討結果及び道州制特区提案の状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

まず道州制特区推進法に基づきます国への提案の流れについて簡単にご説明をいたします。左側、道民の皆様から意見や提言を一年中募集をしております。道の方にこういった意見等をいただくということです。道としましては、下のほうに矢印が書いてありますが、諮問するということで、先程知事から諮問をさせていただきました。下の四角の中、提案検討委員会、これが本委員会ですが、有識者による調査審議を行なっていただく、その過程で必要に応じて参考人から多様な意見聴取を行いながら調査審議をしていただきまして、国へ提案すべき内容がまとまった段階で、委員会から道に答申をいただきます。

答申をいただいた後、道といたしましては、右側の矢印ですが、道州制特区推進法に基づきまして市町村から意見をお伺いし、下のほうになります。行政基本条例に基づきまして広く一般の道民の皆さんからパブリックコメントを行い、意見の募集をする。こうした手続きによって寄せられたご意見を踏まえ、提案内容を取りまとめ、道議会に提案し、道議会でご審議をいただきまして、議決をいただいた上で国に提案をしていくという流れになっております。

それから、この資料 2 の 3 ページ目をご覧いただきたいと思います。

「道州制特区推進法が制定されました」という資料で、道州制と道州制特区の関係について若干触れさせていただきます。

上の左側に書いてありますけれども、道州制は地域主権を目指すということで、中央集権から地域主権へ矢印が書いてあります。大胆な地方分権、自分たちで決めて責任を持つという地域主権型社会の実現に向けて、右側の日本地図の下のところに書いてありますけれども、都道府県を再編して道州をつくって、国から道州へ、道州から市町村へ大胆な分権を進める。これが道州制です。

その下に四角で囲んでおりますけれども、道州制は、国の形を変えるという大変大きな改革です。なかなか一気に実現するということが難しい面もあることから、左側に囲んで

ありますけれども、道州制特区は、将来の道州制を展望しながら国からの権限移譲等を積み重ねて、一步一步段階的に進めるための仕組みが道州制特区制度ということになります。

それから、1 ページめくっていただきまして、「道州制特区推進法のしくみ」に、上の方に書いておりますけれども、国から道に権限や財源を移すしくみを法律にしたものが道州制特区推進法です。

それから、さらに1 ページめくっていただきまして、横の資料、「特区制度の比較」という資料を付けております。これは、道州制特区制度の他に構造改革特区と総合特区という特区制度があります。この違いを一覧表にしたものです。構造改革特区につきましては、国の規制改革を通じて経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図ることが目的のところに書いております。対象地域は、全国各地域で、特例措置の内容というところに書いてありますが、主として個別の規制の特例措置が内容になっております。右側に北海道から提案や申請をしたもの、例えば、北のフルーツ王国よいちワイン特区、余市町から提案をして認められたものですが、特定農業者による特定酒類の製造、特産酒類の製造事業で、道内では現在 16 の構造改革特区の事例があります。

総合特区につきましては、目的の欄ですが、拠点形成による産業の国際競争力の強化ということです。その下に対象地域という欄で、2 つ書いております上の方、国際戦略総合特区に該当しますけれども、こういった国際競争力の強化ですとか地域の活性化に関する規制の特例措置によりまして、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与するといった制度になっております。特例措置の内容というところに記載してありますが、複数の規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に行っていくというのが総合特区です。

道内からは、右側に書いておりますけれども、国際戦略総合特区につきましては、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区が提案されております。

それから、地域活性化総合特区では、札幌コンテンツ特区など、道内からは 5 件の申請がされております。上の方に※印で書いておりますけれども、現在、国におきましては、指定に向けた選定の作業中といった状況となっております。

道州制特区につきましては、地方分権の推進、行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の地方の自立的発展を図ることが目的となっております。

対象地域としましては、北海道又は 3 以上の都府県が合併した場合で、今、現実的には北海道のみが対象となっている制度です。

特例措置の内容につきましては、国からの事務・権限の移譲、国の関与の縮小といった内容となっております。

右側に書いてありますが、札幌医大の定員自由化の関係など 30 項目を提案してきております。

簡単に言いますと、構造改革特区につきましては、規制の改革、規制の特例措置ということで、どちらかという地域個別の特例措置というイメージになるかと思えます。総合特区は、総合的に支援措置を行うということで、どちらかというプロジェクトとい

うようなイメージになろうかと思えます。

続きまして資料3をご覧くださいと思います。「第5回答申までの道民提案の検討結果」という資料です。

「1、道民提案の検討結果」の最初の○印の2行目から書いておりますが、これまで、提案等につきましては、353件あり、類似重複したものを整理して307項目について検討を行なっていただいております。

この307項目のうち130項目につきまして、道州制特区提案として検討すべきものということで、その下の表の、真ん中の欄で、「特区として検討すべき」という欄があります。残り177件につきましては、現行法でも対応可能であるなどの理由から道州制特区提案によらなくても対応可能という仕分けをされております。

3つ目の○印、この130項目のうち、更に検討を進めていただいた結果、そのうち30項目を基に、これまで5回の答申を知事に行なっていただいております。道ではこれを受けて国に提案をしているという状況となっております。

それから、「2の道民提案の募集結果」です。これにつきましては、先程申し上げたとおり一年中募集をしておりますが、これまで新規を含め全部で390件の提案をいただいております。過去の提案353件につきましては、検討を行なっていただいております。これから新たに検討を行なっていただくものは、新規という欄に書いておりますけれども、現時点で37件であります。

その具体的内容につきましては、議事の(3)でご説明をさせていただきたいと考えております。

その次のページから横表になりますが、「道民提案の検討・整理状況」という、多数の項目の書いた表となっております。

これは、今申し上げましたこれまで審議を行なっていただいた項目の一覧表です。ここで答申に繋がったもの、一旦終了したもの、それから特区提案によらず対応可能なものということを整理した表です。個別の内容につきましては、ここでは説明を省略させていただきたいと思えます。

後程、ご説明しますが、一旦終了したものにつきましても、今後審議を行う際に、いくつか関連したものを総合化しながら検討するというところもあろうかと思えます。その際に参考にする資料です。

それから、続きまして、資料4をご覧くださいと思います。

資料4につきましては、「道州制特区提案の状況」という資料で、これまでの国への提案について記載しており、これまで5回にわたり国に提案しております。一番下の第5回提案につきましては、右側に小さい字で書いてありますが、10月28日に国に提案をしました。この4項目につきましては、現在、国において対応を検討中のため、国の対応状況等の欄は空欄とさせていただいております。

第4回までに、26項目を提案しております。国の対応状況等の欄の黒地に白抜きで書い

ている、18項目について、国で何らかの対応をしているという状況になっております。

代表的なものを一つ二つ申し上げますと、一番上、札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更について、札幌医大は、地域医療を担う医師を育成する機関ですが、それを地域の実情にあった定員変更をする場合、従来、国に届出をすることになっていた手続を、道に変更することが認められております。

それから、上から5つ目、水道法に基づく監督権限の移譲につきましては、それ以前は給水人口5万人以上の水道事業や1日最大給水量25,000t以上の水道用水供給事業は国、それ以下は道ということで規模によって権限が分れておりましたけれども、それを国の所管の部分を道に移譲していただいて、道で一括して水道法に基づく指導監督を行なっております。これによりまして国が行う場合よりも立入り検査などをきめ細やかに行なっているといった状況となっております。

以上が代表的な事例です。

資料2から4の説明につきましては、以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま議事の1でありましたけれども、第5回答申までの道民提案の検討結果について事務局から説明がありました。

とりわけ資料の2から資料4に基づきまして、この道州制特区提案の根拠、あるいはフレームワーク、更に提案がどれくらいの件数だったのか、その具体的な中身はどういうものだったのか。更に我々が委員会の審議を経て知事に答申した結果、最終的に国の対応はどうだったのかというような事柄につきまして簡潔に説明をいただきました。

ただいまの説明に関しまして何かご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いません。

先程事務局から、具体的内容については、次の議事(3)のところで、というコメントもあったと思いますけれども、今後、事務局から説明がある議事(2)、あるいは議事(3)にも関連していますので、それぞれの説明が一通り終わった段階で、ご意見を賜ることも結構かと思えます。

今の段階でご意見・ご質問があればお出しただければと思っております。

いかがでしょうか。

決して急いでいるわけではないのですが、もし特段のご質問・ご意見がなければ、先程申し上げましたように次の議事(2)あるいは(3)に移った段階でご意見・ご質問を受ける、あるいは、ご提案を受けるという形にさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(河西副会長)

資料4にあります国の対応状況等についてです。

一番上に北海道のニーズを見極めつつ継続検討という対応状況が書いてあります。これに関しては、具体的にはどういう形で継続検討をされているのでしょうか。

(事務局)

継続検討の項目はいくつかあります。地方公務員派遣法の関係につきましては、道内でどれくらいニーズがあるかということを見極めつつ継続検討するということです。これは、19年12月に提案をしております。その後の国の検討状況につきましては、実は後程、議事の4で「道州制特別区域計画の更新について」とも若干関係してくるのですが、これまで継続検討となっているものにつきまして、現在それぞれの所管省庁の状況を、国で取りまとめをしております。具体的には、各省庁の考え方について、年明けくらいにはまとまるのではないかと思います。

(河西副会長)

年明けくらいにはまとまってくるということですね。

(事務局)

2月くらいには、現時点での状況はまとまるものと考えております。

(事務局)

補足ですが、この提案は、地方公務員派遣法に基づいて医師を派遣するという内容です。医師の絶対数がいなくて、地域に派遣できるという状況にはなっていないということがあります。先程お話ししたように、継続検討となっているものについても、できるだけ提案の趣旨の実現に向けて、内閣府と連携しながら所管省庁にお願いをしているところですが、具体的なニーズは、現状では厳しいものがあるという状況にあります。

その点については、ご理解をいただきたいと思います。

(河西副会長)

わかりました。

ありがとうございます。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

冒頭のあいさつの中でも申し上げたし、今も申し上げたのは、ただいま事務局から詳細な説明が整理された形で行われました。これから議題として出てくる申し送り事項、あるいは、それ以降の資料説明もさることながら、こういった形での議論の積み重ねは、例え

ば、第5回までを踏まえて第6回の新しい提案をどのような形で掘り起こし、そしてまとめ上げることができるかということについて、若干これまでと違った、なぜかということはおいておきますけれども、かなりの覚悟もいりますし、少しまとめ方、審議の仕方も少し別な角度から見直した形でいかないと、なかなか厳しいものがあるのではないかということがあるので、後で総括して、より積極的、建設的なご意見を賜りたいという意味で申し上げます。

次の議事にいってよろしいでしょうか。

後程、ご意見を賜ることにいたしまして、議事(2)「前期委員会からの申し送り事項について」ご説明をいただきたいと思っております。

菊池委員を除けば、これを取りまとめたのは我々4人なのですが、また確認の意味で、その後の議論も踏まえて一部修正もしておりますので、事務局から説明をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(事務局)

資料5につきまして前期委員会からの申し送り事項をご説明させていただきます。ポイントの部分だけ読ませていただきたいと思っております。

この資料につきましては、会長からご発言がありましたように、前回の委員会で、最後に一部修正がありまして、その調整に時間を要しまして大変申し訳ありません。

まず、「1 総括的な事項」の「(1) 審議の進め方について」です。1つ目の○印、道民提案を募集して、それに基づいて審議をしていくというこれまでの手法につきましては、道民ニーズに応えた提案を直接国に届けるということで、道民の皆様には道州制や道州制特区を理解していただくという点で、大変大きな意義があるということです。

2つ目の○印、寄せられました道民提案につきまして、背景や提案に関わる実情をよりの確に把握するために関係者からの意見聴取を、これまでも行ってきていただいておりますけれども、これまで以上に地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう意見聴取の機会を多く設ける必要があるということです。

「(2) 審議・答申分野について」です。

2つ目の文章のところ、今後、本道の独自性や優位性を生かすとともに、本道の自立的な発展に繋がるよう幅広い視点から関連する事項も含めて議論を行っていく必要があるということです。

「(3) 道民提案について」です。

1つ目の○印、先程も申し上げましたが、新たに寄せられました道民提案37件につきましては、関係者からの意見聴取等を積極的に行った上で検討を進めていく。

2つ目の○印、これまで道民から寄せられた提案は、経済や環境など、多種多様な内容を含んでいることから、今後も有効に活用をしていくことが大切であるということです、審議

を一旦終了したものについても新たな提案や、情勢の変化といったこともあろうかと思えますので、そういったことを踏まえて再検討をしていく必要があるということです。

3つ目の○印、道民提案を募集するということは、道州制や道州制特区に関する道民の理解を広めて、地域の創意と主体性を生かした地域づくりに道民が参加する機運醸成に繋がるといえることがありますが、今後も必要に応じて地域意見交換会等の開催を含めて、様々な工夫を図りながら、新たな提案募集に努める必要があるということです。

「(4) 庁内提案について」です。

これは、道自らが施策を効果的に推進するといったような観点から、道州制特区提案を有効に活用していくということで、今後、庁内提案の発掘に積極的に取り組んでいく必要があるということです。

2 ページ、「(5) 提案の視点について」です。

1つ目の○印、提案に当たっては、本道の独自性や優位性、これを北海道価値と言っておりますけれども、こういった食や観光といった本道の独自性・優位性を最大限に活用しながら一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次の視点から検討を進める必要があるということです。

例えば、地域の自立的発展につながるような提案、大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案など、こういった視点で検討していく必要があるということです。

2つ目の○印、この部分が前回の委員会でのご意見を踏まえて一項目追加をした部分です。

経済社会の状況が大きく変化をしているということから、一つの制度改革では課題の解決が困難なことが多い。例えば、福祉と就労支援の一体的な推進の仕組みづくり、地域福祉の考え方に立った高齢者や障がい者も含めた、まちなか居住などの推進やそのために必要な総合的な生活支援制度の確立など、現行制度の枠組みを超えた包括化・統合化した提案となるよう留意する必要があるということです。

従来もこういった観点がなかった訳ではありませんけれども、どちらかという一つ一つの制度の検討ということが多かったのではないかということから、前回の委員会でこういった一つの制度を超えた包括化、統合化した提案にするようにしていく必要があるのではないかという意見がありまして、ここに追加をしたという経緯です。

「(6) その他」です。

これは、委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要があるということです。本日は、2名が欠席ということでもありますけれども、これにつきましては事務局の日程調整の仕方につきまして大変申し訳ないと思っております。今後は、できるだけ多くの委員の方が参加できるような日程の設定に努めてまいりたいと考えております。

その次の○印、本委員会は第 6 回答申に向けて本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら新たなアイディアの発掘に努めていくことも必要ということです。

「2、個別の事項について」です。

「(1) 道民提案の検討結果について」です。

1つ目の○印、検討を一旦終了しているものもありますが、今後も様々な状況に柔軟に対応しながら、大変貴重な財産と言えらるかと思しますので、新たな提案につながるよう有効に活用することが重要であるということです。

2つ目の○印、前期の委員会からの継続検討の項目が3項目引き継がれております。それについては、それぞれの事項に係る状況変化に応じて、今後、検討をしていただきたいということです。

①カジノにつきましては、委員会でも審議を進める中で賛否両論の意見があったということで、これについては、地域におきまして市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況といったことを受けまして、改めて検討を行うこととなっております。

②自由貿易地域は、道内の港湾地域を自由貿易地域に指定をしまして、CIQ業務の移管、税の優遇などといった特例措置を講じるというものです。これにつきましては、提案者におけます具体的な内容の検討状況が不透明と言いますか、十分ではないところもあるということで、そういった提案者の検討状況に応じて改めて審議をするという扱いとなっております。

③空港の関係につきましては、空港別収支など、空港に関する国及び道の情報開示や道が設置する空港に関する有識者懇談会の検討状況に応じてということです。本年7月に国で空港運営の在り方に関する検討会の報告書が取りまとめて公表されております。

これを受けまして、現在、道では、建設部が所管になりますが、本道における空港運営のあり方について有識者懇談会で、現在検討をしている状況となっております。その状況を踏まえながら検討をしていくということです。

「(2) 庁内提案に係る継続案件について」です。

特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設につきましては、22年度に道が実施したモデル事業の検証結果などを踏まえ、改めて審議を行うこととなっております、今後そういった状況を踏まえて検討するといったことが前期委員会からの申し送り事項です。

(井上会長)

ありがとうございました。

「(2) 前期委員会からの申し送り事項について」に関して事務局から説明をいただきました。

ただいまの説明等に関してご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。

菊池委員を除けば前期の委員を務めておられる方ではありますけれども、前回の審議の結果がそこに十分に反映されているかどうか。あるいは、修正が必要なかどうかというようなことも含めてご意見をお出しいただければと思います。

菊池委員におかれましては、なにか不明瞭な点等があればお出しいただければと思います。

(菊池委員)

前段のご説明の中にもあったのですが、参考人から意見聴取の機会を多くとあります。今までどういう手法で行われたのか。

一つは、提案者の意図をどう正確に汲み取ることができるのか。我々NPOや何かの活動をしていても、政策等に明るくない住民の方、普通そうだと思うのですが、そういう人達から意見をどう正確に汲み取るかということは難しいという気持ちがありますから、どのような手法を取られていたのかお伺いしたい。

今まで参考人から、意見聴取の機会を多く設けるということで、その手法について説明をいただければと思います。

(事務局)

提案者の方から提案をいただいた内容につきましては、事務局のほうで関係する法令などの事柄を整理しまして、それを資料として委員会にお出しをするといった手法をとっております。

その中で、どうしても関係する団体の方、そういった関係者の方々の意見も聞いてその内容や実態などを委員会としても把握する必要がある場合につきましては、参考人として来ていただいて、実情などを伺い、意見交換を行ってきております。

(井上会長)

もう少しそれに付け加えるという程の大袈裟なものではないのですが、先程、事務局から説明のありました資料3の中で、新規の部分を加えると、おおよそ390件の道民の皆様方からの提案があったということです。提案を公募していますので、様々な形での提案があるということで、菊池委員がご指摘のとおり、みんな行政のプロではない、法律のプロではないというのはまさにご指摘のとおりです。

様々な形で上がってくる。それを事務局で受けたものについては、第一段階として個表という一応のフォーマットがあるわけですが、それに整理をしていく。その整理の流れの中で、要するに論点が何なのか。不明瞭であれば直接面接、あるいは電話でヒアリングをして、具体的に真意はどこにあるのかということをもとめると同時に、その具体的な提案内容に基づいて、現行法で何が問題なのか、何をどう変えれば提案者の意図が実現できるのか、そしてそのことが道民生活、あるいは道内の経済等において、どういうメリットがあるのか、また、デメリットがあるのかといったことをきちんと整理する。その中で、現行法のどういう法律のどういう条項に照らし合わせてというところまで仔細に詰めた形で資料が出てきます。

それは、今日配布されている資料には添付されてはいないのですが、かなりまとまった形での資料が次回以降出てくるので、それでご確認いただければと思います。

毎回毎回、参考人の方をお呼びするという事は当然無かったわけです。ただ微妙な問題、業界団体からの提案があった場合には、その真意についても、確かめるために、そして、案件の影響が大きいものについては参考人をお呼びする。あるいは、専門的な知識が我々の中では、必ずしも十分ではないと思われるものについては、参考人としてこちらからお呼びをしたこともあるし、向こうから出席を希望されたということもあります。

そういったものについても、我々としては、鋭意検討を重ねていくということをしておりますけれども、いくつかこれから本棚にしまってあるものを再検討していくということです。

今日の資料の中で言えば、カジノです。カジノについては、かなり、この委員会ではやったらどうかというように傾いていたのです。ただ私どもは、例えばPTAの方々とか、教職員、地元経済界の意見を公平に聞いたうえで、これを取り上げようということとし、その一環として、一番積極的であった近隣の市の、もともとの提案者である商工会議所の専務理事をお呼びいたしました。

それで真意はどうかというと、どうも私どもが考えていたのとは違って、地元の意見の集約もまだ十分ではないと発言をされたので、ではそれは地元で意見をまとめて、できれば市議会ですら十分に審議をして、その地域としてこれを積極的に推進しようと思えば、この委員会は排除するのが目的ではなく、どんな意見でも答申する価値があれば、ここで意見は分れても道民の皆様方に不都合、一部の方々であるとしても、一部の地域の人であるとしても、一部の業界の人であるとしても、不都合だと感じておられてもそれを積極的に提案して、私どもは知事に答申するのが仕事であって、道で議会に諮り、そして国に提案されるという作業の段階で、それは社会観なり政治観なり、倫理観に基づいて、そこで判断されるわけで、我々は我々で判断していこうということでありましたので、参考人の方をお呼びしました。

それで、まだ地元で意見の集約はできていないということなので、これはペンディングにしました。

これは、第1期の頃からです。カジノは、これで3期目に当たります。だからこれをずっと引き継いできているということです。これ以外でも、参考人をお呼びしたことはあります。釧路の方でしたけれども福祉関係でお呼びいたしました。これはうまくいった方がありますけれども、非常に大掛かりで影響の大きい、関係者の多い案件については、極力参考人を呼んで参りたいと思っております。

若干説明が長くなりましたけれども、委員会で参考人を呼びましょうということを決めていただければいいことなので、是非これから新しい感覚でご提案をいただければ対応していくことにしたいと思います。

他はよろしいでしょうか。

では、議事(3)に進めさせていただきます。

今の段階でご意見のおありになる方は、次のところにも関係すると思っておりますので、その

段階でお出しいただければと思います。

「今後の提案検討委員会における道民提案等の審議について」ということで、事務局から説明をいただけますでしょうか。

(事務局)

それでは、今後の提案検討委員会における審議に関しまして、審議の項目や検討の具体的な進め方などにつきまして、事務局の考え方を資料6に基づきまして説明をいたします。

資料6の1ページ、継続検討項目の、カジノ・自由貿易地域・空港というところは、先程説明を申し上げたとおりです。

その次の「審議を一旦終了した」項目の個別審議（再検討）につきましても先程申し上げましたように状況の変化を踏まえて再検討ということなのです。

新規37件については、後程また説明をしますが、第一次整理をした上で個別に審議を行なっていただきたいということなのです。

庁内提案の部分につきましても、特区理学療法士・特区作業療法士の関係につきましても、先程ご説明をしたとおりです。新規につきましては、その都度審議をお願いしたいと考えてございます。

2番、第6回答申の考え方についてです。一定程度の答申本数、これまでを参考にしますと、概ね5本程度がまとまった時点で答申をしていただきたいという考え方です。

それから、具体的な進め方につきましては、次のページをご覧くださいと思います。

「道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方」ということです。

まず1番目、第一次整理ということで、これは道州制特区の趣旨の観点からの絞込みということなのです。ここでは、下のほうに矢印が2つ引かれておりまして、特区提案として検討すべきものと、特区提案に明らかになじまないものという大きく2つの仕分けをしていただくという作業です。

この右側の特区提案になじまないものというのは、例えば現行の法制度で対応可能なものです。それから、外交・入国管理など国の専管事項といった、なじまないものを整理しまして、こちらの部分については矢印が下のほうに引かれておりますけれども、別の形で国への施策の提案、あるいは道自らが検討するという部分もありましょうし、特区提案とは別の形で国などに働きかけたり、検討していくというものです。

左側の矢印、第一次整理で特区提案として、検討すべきものと仕分けされたものにつきましては、2番の段階で分野別審議という段階に進みまして、提案の適否とか可能性等を検討していただくという流れです。

ここで下の方に書いておりますが、この括弧内が事務局として提案と言いますか、前回の提案検討委員会の申し送り事項の追加部分を念頭に置いて書かせていただいたところでです。

ここでパッケージ化することを念頭に道州制特区で提案すべきテーマということにつき

まして、分野別に調査・審議を行っていただく分野としましては、食や観光といったものを考えております。

必要に応じて、分野を横断した審議を行うということです。提案一本一本単体で考えるということではなく、いくつかの分野ごとに複数の項目のパッケージ化を念頭に、あるいは他の分野につきましても別々の項目を一本化することによって新たな提案の視点と言いますか、方向性が出てくるのではないかとといったようなことを念頭に、できるだけ大きな括りで検討をお願いしたいと考えております。

なお、2番目でこういったパッケージ化を念頭に置くという作業になりますと、先程の一次整理の段階でも従来とは若干進め方が違ってくるのではないかと思います。一次整理では、従来はなじまないものを、どちらかというと一遍に一回の委員会、あるいは2回くらいで、30何項目のうちなじまないものが10何項目あればそれを一遍に落とすという作業だったのですが、パッケージ化できないか、あるいは複数の項目を総合化・包括化できないかという観点も含めまして、この点を従来よりはもう少し丁寧に一次整理をしていく必要があるのではないかとということを事務局としては考えているところです。

この2番目の分野別審議の中で審議内容をもとに、さらに整理案を作成していただきまして、審議内容、現状とかメリット、デメリット、提案に向けた課題、実現性を整理しながら、3番目に進みまして審議結果ということで、真ん中の矢印のところですが、第6回提案として盛り込むべき案件、あるいは左側、第7回以降ということで更に先に向けて引き続き検討する案件、それから、検討したけれども、やはり提案には結びつかないということで右側の施策の参考にさせていただくといったような案件を仕分けをしていきまして、この真中の部分については、次の4番目の答申ということで第6回提案に盛り込むべき提案として、この部分については答申をお願いするといった流れになろうかと考えております。

次のページをご覧くださいと思います。

先程、新規は37件あるということをご説明を申し上げました。そのうち、主な道民提案28項目を一覧表で記載をさせていただいております。これは、過去に検討したものと同じ項目は除きまして、今とりあえず28件ということで記載をさせていただいております。これについては、具体的な整理はこれからになるわけですが、この新たな道民提案をベースに、今後、第6回以降に向けて審議をお願いしたいと考えております。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から、「(3) 今後の提案検討委員会における道民提案等の審議について」説明をいただきました。

ただいまの説明に関しましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思っております。

これまで、(1) (2) のときから、(3) くらいまでのところで一括りにしてご意見等々を賜りたいと申し上げておりましたので、とりわけ (3) も含めて今後の審議の進め方についてご意見・ご提案があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(2) の「前期委員会からの申し送り事項について」というところにも何点か重要なところがあるのですが、個別に縦割りということではなく、包括的、あるいは統合された形での議論、提案を今後積極的にやっていかなければいけないのではないかと提案もありました。

冒頭に申し上げましたように胸突き八丁と言いますか、何でも初期の効果、さあ始めるぞと言ったら皆たくさん関心を持って、たくさん案件が上がってきたのも事実です。そして、その当時は、道内でもいろいろな問題があって、そして一番最初ですから、今、事務局からの説明にありましたグループ化・パッケージ化も比較的簡単だったのです。でも、段々回を重ねるようになって、裾野が広がってきて、ジャンルがばらついてしまうと、今度はそれをどうやってまとめるのかというところで苦心をしていかなければいけない。そういうことが必要なのかどうかというと、これは第 1 回目、あるいは第 2 回目の答申のときに気付いたわけですが、やはり我々は道民の皆様方と一緒に地域主権型の道州制を目指しているわけですから、上から下におろすということは根付くはずがない。だから下から辛抱強く一本一本提案を慎重に吟味しながらということで、ボトムアップのアプローチを取ってきた。少なくともこの委員会は、ボトムアップのアプローチを取ってきたということです。

まとめる案件も、道民の皆様方から分かりやすく、やはり生活に密着している、これで変わるということで関心を持ってもらわなければいけないという部分もあるわけです。

一本一本、大きいか小さいかは別として、バラバラでは、要するに一体何をやっているのか分からないというような形にもなってくるので、パッケージ化というのは、事務局で説明いただきましたけれども、必要なのかなと思います。

ただ、それ以外に、どうしても小さいところ、案件案件のところ縛られてしまうと、むしろ社会の大きな流れを見落してしまうのではないか。そういった意味では、パッケージ化というよりも、もう少し骨太のわかりやすい提案という形で我々は答申にまとめていけないのかと私自身思っているところです。

私の意見は言いましたので、それ以外にご意見を賜りたいと思います。

いかがでしょうか。

(河西副会長)

前期委員会からの申し送り事項もご説明を伺い、また読んで思ったところですが、本道の独自性とか優位性、そういったものを持っている独自の特区提案をしていくというのが根底にあると思うのです。

今、井上会長が言われたとおり社会の流れや変化は非常に激しい。こちらの申し送り事

項にもあるのですが、「情勢の変化などを踏まえて再検討する必要がある」という文言があるとおり、もう一つの軸として緊急度とか重要度も加味して、例えば既に本棚に仕舞い込んでいる特区提案の案件、その中から掘り起こしていくということも必要ではないかと思っています。例えば、今期、菊池委員がご参加されたところですが、例えば、東日本大震災の後の原発事故、それ以降非常にエネルギーの問題に関心が高まっている。また、その問題を解決するという事は、かなり緊急度の高い必要性があるのではないかと思います。

例えば、バイオマスエネルギーに関しても 4 本くらい本棚に仕舞い込まれています。そうしますと、例えば、緊急度とか重要度からすると、このバイオマスのエネルギーに関して再度見直すということも必要になってくるように思います。

本道の独自性を出す、そういう特区提案が必要だということは、これは、もちろんそのとおりで、もう一つそこに緊急度とか重要度というものを加えて、本棚に整理したものを再度検討して、その中からこの第 3 期の委員会で検討できるものを発掘したらどうかと思っています。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

(菊池委員)

段々分かってきたような気がします。遅ればせながら、申し訳ありません。

今、河西先生からご指摘をいただいたのですが、例えば、思いつくところで家畜分野のバイオガスを十数年間振興しておりまして、恐らくこういうところで課題としては、売電の問題とかガスエネルギーをどう扱うか、そういうところに着目しがちです。

例えば、思い付きのようで申し訳ないのですけれども、電力を送るためには高压電線が必要になります。今、張られていない場合は、北海道電力に張ってもらわなければならないので多額の受益者負担か、若しくは補助金、あるいは北海道電力の負担が必要ということになると、そこまで電線を引いてくれないとか、いろいろな事が起きてくる訳です。

例えば、今私どもが十勝でやっているのは、有機肥料で、十勝でも 11 機のバイオガスプラントが稼働していますので、毎日 261t の液肥、消化液が出ているのです。この消化液の液肥を何かきちんと位置付けられないか。肥料取締法では、一般肥料と特殊肥料に分かれています。それらを、例えばバイオ液のバイオガス再生エネルギーの残りかすと言ってもいいのですが、大変肥料効果のあるものです。そういうものを新しく作れないか。それを使った農産物に対してブランド化を図っていくことによって、バイオガスプラント、再生可能エネルギーの可能性が大きく広がる。このように、例えば一般廃棄物の輸送に関してもそうですが、業界を跨ぐことになる。そう考えてくると課題が、一つひとつの話がシステム化されている。そういう意味でパッケージ化と言われたのかなと思っていました。

そう考えたときに、一つの特区のこういう提案が示す地域イメージをどう明確に伝えることができるのかということが必要になるのかと思いました。

例えば、再生可能エネルギーも電線を引っ張ること、肥料の認定のこと、それを運ぶこと、ブランドの問題、そういうものに何かのステータスを与えてあげる。それで流通が盛んになるというような、広域的で複合的になります、それらのシステムイメージを膨らませていくことが課題と考えながら私自身頑張りたいと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

(事務局)

河西副会長のほうからお話のあった環境エネルギーについては、今回の道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方の一つのパッケージのテーマとして入れております。

家畜糞尿 2000 万 t といわれるバイオマス資源、木質のバイオマスもありますが、これをどうやってうまく循環させていくか。資源作物の生産から収集、変換利用、このチェーンが、どこかで切れていると、結果的にうまくいかないということがあります。そういった意味では、それは北海道全域に対応できるかどうかは別なことになりますが、前回の申し送りのときにも少し北海道のあるべき姿やビジョンを踏まえた上で提案をしていくべきではないかという議論がありましたので、今、菊池委員からお話のあったように立体的に組み立てができれば良いと思っています。

それから、観光の部分については、個別にいろいろ新規提案が出てきております。これまでの道州制特区提案、資料 4 ですが、第 2 回目の観光の分野で特定免税店制度の創設、国際観光振興業務特別地区の設定、あるいは外国人人材受入れの促進、地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大について提案しました。色々な税の問題、あるいは国際観光業務特別地区ということで、特定のエリアをそういう振興地域にしていこうということで、マンパワーの育成も連動して観光振興をしっかりと視点に入れた中で提案をしています。結果的には、道州制特区推進法の趣旨にはなじまないもので、別の手法による実現について検討するというのが関係省の回答でした。できれば一つ一つではなくて、こういう形で組み立てていけば、結果的にそれは本道のいくつかの観光地域において、今、国土交通省では広域観光圏の支援をしておりますが、そういったものと連動した中で本道の観光が更にステップアップしていく。そのような大きな括りの中で、道民提案の中で足りないものがあれば、先程、会長も話されていましたが、場合によっては観光協会から聞いてきて、こういうような話を進めていく上で何か併せて検討するものはないかというような話を持っていくと、検討項目のバリエーションが増えていく中で、庁内の関係部局とも連携を図りながら一体的に検討していく、このようなイメージで進めていくのが良いのではないかと

と事務局としては考えているところです。

(井上会長)

ありがとうございました。

(湯浅委員)

私も初めてこの委員会に参加した時のことが、少しずつ少しずつよみがえってきて、あの時にもいろいろな意見を言わせてもらったことを思い出しています。

また新たな気持ちで今回参加すると、その辺がまだまだ解決されていないと思ったのは、要するに、一度本棚に仕舞ったものの中に、今、この時期になって、本当に必要なもの、そのときには法律絡みや、いろいろな状況の中で難しいという答えが出て、もしかしたらそれをフォローする形をとれば、もう一度積極的に意見が返ってくる。そういうようなやり取りが道州制特区に提案してくれる一般の方達にはとても大きいのではないかという話をさせてもらったのです。

今回、新しい提案を見ても、そこに似かよったものがあるなと思って嬉しかったところです。

それでも、要するに、前回の委員会で気が付いたのは、提案した方達の立場は、私達の方には来ないのです。最後の最後で色々な意見を言った時に、もしかしたらそれは一つの企業であったり、一つの業界、一つの場所に集中するものがあったり、広く道民にどう貢献していくか、地域の課題を拾い上げているかということが結び付かなかったりして、ちょっと残念だなと思ったことがあったのです。

個人名は出ないにしても面接やヒアリングでしっかりと聞き取りして、ここの委員会に上がってきたといっても、その辺を文章だけではなく、もう少し私達が聞く必要があるといった反省点もありました。

今回は、それをもう一度考えたいと思いました。

もう一つ、今の流れをずっと聞いていて思ったのですが、この道州制特区の一番の目的とは、道民一人ひとりの自立というか、各地域の地方自治体の、自立が最終的には大きな目的だと思います。

そういう意味からいうと、これは国への道州制特区の提案なのか、私達がこのまちに住んでいて、道に対してもここの部分は私達に任せてくださいという提案なのかという整理が、その時点では出来ないことも多いと思います。そういう意味の道州制特区の提案を、本当にもっと気軽に言えるような形にするとしたら、前回の申し合わせのときにも意見を言ったのですが、NPOの方や各団体で現場で頑張っている人達の声をもっと少し聞き取る機会を増やしたらいいのではないかと。それが道州制特区に結び付くかどうか分からないで言っているものもあるので、そういう方たちともヒアリングというか、話を聞く場面を増やしていただけるとありがたいと思いながら、今回もう一度提案させていただきます。

(事務局)

前期委員会からの申し送り事項の中にも、道民提案の3番目の○の部分で「今後も地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫を図りながら、新たな提案の募集に努める必要がある。」と記載されており、また、一番上の審議の進め方に関して、これは井上会長から何度もお話いただいているところです。国に提案するというと同時に、それは道民一人ひとりが地域のことを考え、自ら出来ることについて色々考えていただく、関心を高めていただくことは大変大事だと思います。

そういう意味では、やはりここでの提案検討委員会での議論も大事ですけれども、特区提案の状況はこうなっているとか、今、本道が抱えているいろいろな課題があり、その解決に向けては、それぞれの地域特性を生かしながら地域の方々、道民、あるいは事業所の方々がその課題の解決に向けて色々提案をしていただかなければならない。そういうこともしていかなければいけないと思っております。去年は、残念ながら地域意見交換会は、国への特区提案の関係で開催する時間が無くなったということがありました。できればそういったことも、この委員会で参考人の方に来ていただくことだけではなく、提案委員会の委員の方も含めて、地域のほうに出向くということもこれから考えていかなければならないのではないかと考えております。

(井上会長)

ありがとうございます。

(竹田委員)

私は、前回の委員会には出席できなかったのですが、パッケージ化というのは大変良いことだと思います。逆にそのほうが1+1が3や4になって、様々な効果が出てくる。今、新規の37件が、資料6の最後に付いていますが、農林水産と土地利用の項目をパッケージ化して、それで先程、菊池委員が言われたバイオマスを含めて、何かできるなと思っておりました。

例えば、経済振興の上2つの項目(体験型観光の優遇措置)と、ニュースで見たのですが、香川県がやっているのか民間がやっているのか分からないのですが、中国の富裕者層の、人間ドックと観光をパッケージにしたものが下から4番目の項目(医療と観光をセットにした検診など)に該当すると思いますので、それと観光がパッケージ化できる。

更にそれとどう繋がるかは分からないけれども、それと1の項目(北海道観光業界の格付け)はどこかで繋がってくるというようなパッケージ、そういうものを作っていけばいいのだろうと思っていたのが一点です。

私は札幌に住んでいて、あまり札幌以外に出たことがないのです。つまり、札幌以外には、出張で帯広に行ったとか、でも帯広の街中しか行っていないとか、そういう状況なの

で、北海道はこれから先例えばどういうイメージでいくのか、単純にいけば第一次産業、第二次産業をどう伸ばしていくのかと思うのですがそういうことをもっとイメージしなければいけない。むしろ三次産業がこれから先は先細りなのではないかという気がしています。北海道では、むしろ一次産業・二次産業をもっと別の角度から育てていくとことができればいいと思っていたというのが感想です。

(井上会長)

ありがとうございました。

それ以外にご意見があればお出しいただきたいと思います。

今まで各委員からご意見を賜りましたけれども、逐一それらの意見を念頭に置きながらこれからの審議を進めて、いきたいというよりも、いくように皆様方でこの委員会を運営していただければと思います。

何点か、今日あえて結論を出す必要は無いと思いますが、例えば提案者の名前、あるいは団体名を出すということは、これは確か私の記憶では、6年くらい前の第1回目の委員会で何々会とか何々団体という名前の付いている資料を私は見たことがあります。ただ、第1回目の会議の中で、私が言ったのか他の委員の方が言われたのか分かりませんが、結論としては、今後、名前を出さないということになりました。

それは、経済界でもかなり重きのあるような団体の提案を一発で蹴るということはどうなのか、色々な思惑が出てきたし、委員の中で、これはこの団体が言ったからやるのではないかというようなこともあって、名前は出さないことにしました。ただ、必要に応じてどういう団体から、あるいはどういう方々がどういう地域から提案があったのかというのは、ご意見、あるいはご質問があった段階で、できるだけ出していこうということは決まりました。それは、先程カジノの話をしましたけれども、あれも何処から提案が上がってきているということは分かっている、それで、ではそれは参考人として呼ぼうということで、ある市の商工会議所ということが分かりました。そういう形で呼ぶ場合があります。

自由貿易地域というのがありました。これも、我々は、どこの誰が出しているかということは分かる項目になっている。何故かというと、提案は立派なものなのですが、それを具体化して、どういう法律に縛られていてどうするかという時には、それは地域で検討しますというようなことがありましたけれども、その後一歩も進んでいない状況でコンタクトを取って来られないということでペンディングになっています。ただ、実現していこうということであったので、申し送り事項になっています。

どこの誰が出しているかということは分かるので、一覧表など全部ここに提出されている資料は、道の当委員会のホームページで公開されることになっていますので、これは微妙な問題があるので、それ以降、名前は出さないことになりました。

今後、何らかの問題があれば、それは委員会の場でご質問されれば、事務局で、十分な対応を取っていただけるものと思います。

委員の意見は、先程申し上げましたように逐一、これを土台にしながらということです。以前の委員会ของときにも、私は、確か河西副会長だったと思うのですが、道州制の議論はしないのですかと言われたことを今でも覚えています。当委員会は、何を議論するかというと、道州制特区に関する提案を検討する委員会です。委員からの提案も受け付けるし、道の事務局からの提案も受け付ける。あるいは、道民の皆様方からの提案も受け付ける。提案を出してもらわないとこの俎上に乗らないということが一つあります。

更にこれは、特区提案の検討委員会で、要するに具体的な提案というところまでもっていかなければいけないということであり、道州制そのものを議論する場ではない。道州制特区の、そしてその中で個別の案件について、総合特区に近いような形で案件を議論するということでもあります。

ただ、やはり世の中で地方分権とか地域主権型社会、道州制というような議論が深まってきたており、また提案が、40件程度ありますので、もう少し最初のところに帰って、道民の皆様方の関心とか、具体的な関わりを盛り上げていくためには、そもそも道州制特区は何なのかということと、道州制は一体何なのかという原点に立ち帰ってやらないといけないのかなと思いつつあります。

先程事務局でもまとめられたし、竹田委員からも出され、また、河西副会長からも前回の委員会の時に出されて、そして近い意見は湯浅委員からも出ました。やはり提案をもう少し提出していただくため、また、関心を持ってもらうため、そして地域主権型社会をきちんと理解してもらうためには、地方での議論が大事なのではないかと思います。

竹田委員からも、地方の声に耳を傾けるという機会がこれまで以上に必要なのではないかという発言、更に菊池委員が言われているようなことを、仮に議論していくとすると、今、申し上げた道州制とか道州制特区よりも、もう少し広がったビジョンそのもの、あるいは地域のあり方に関する議論が必要で、そこからテーマを絞込み具体化していき、そして答申にまとめ上げるということ言えば、第5回提案で色々なことがあって、今年は、それ程回数は開催していないが、もう少し回数を重ねて議論をしていくことが大事なのではないかと思います。

札幌一極集中は困るからということで、今期は菊池委員が加りましたけれども、札幌は札幌の視野でしか考えないこともあるかもしれないので、できるだけ道内各地の各層の方々の意見を賜った方が良いのだらうと思います。

そのように委員の意見は、だいたい集約できるのではないかと思います。

はっきりしているのは、今までの延長線上で、今までのやり方をそのまま踏襲していくと、たぶん胸突き八丁、途中で頓挫ということになる可能性も無い訳では無いので、しっかり腰を据えてやって参りたいと思います。

委員の協力ととともに、事務局もひと踏ん張りしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局からのコメントは、よく整理していただきましたので、それらを踏まえて事務局

と協力しながらやっていきたいと思えます。

時間の関係もありますし、本当はもう少しこの辺りのところを議論したい訳ですが、各委員で今言い尽くされなかったことがあれば意見を言っていたらと思います。

(河西副会長)

2点程。

先程言いました緊急度とか重要度も加えてということですが、ターゲットをある程度絞って、それに集中的に議論をしていくことが必要で、先程、自然再生エネルギーという話が菊池委員から出ました。そこに係わるような様々な提案が過去にもあった。

そして、それをターゲットにすることによって、その周辺の色々な課題も出てくる。ターゲットを一つどこかに置いて集中的に議論をするという方法です。

もう一つ、2点目として、先程、菊池委員からどうやって意見を聴取するのかという話がありました。一般の道民の方、私も含めてだと思えるのですが、それが実現できないのは、政策の問題なのか、それとも法律とか規制の問題なのか、この辺もきちんと分からないところがあると思えます。

そうしますと、実際に聞き取る人の能力、それが政策なのか規制や法律の問題なのか、その辺を仕分けられる能力のある方々が、実際に現場に入って色々な意見を伺ってくるということが大切ではないかと思えました。

(井上会長)

ありがとうございました。

私が心配しているのは、新任の委員が2人欠席になっているので、次回そこから委員会が始まると困ると思っています。そのところは、今日あった議論は、事務局の方でしっかり伝えておいただければと思います。また、お二方の委員は、止むを得ぬ所用があるとお聞きしておりますので、お二方の委員から、私はこういうふうと思うというご意見があれば、それも賜った上で、次回以降の審議に反映させていければと思います。

その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

では、次にいってよろしいですか。

「(4) 道州制特別区域計画の更新について」です。

これは、この委員会では、前回初めて取り上げた案件で、これについて事務局からその背景も含めてご説明いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

道州制特区推進法に基づき、道が作成した北海道道州制特別区域計画は、平成23年度で期間が満了いたします。

このことから、この度、更新する計画の素案を取りまとめました。その概要についてお

手元の資料 7 に基づきご説明します。

まず、1 番の「道州制特区制度の仕組み」です。国の道州制特別区域基本方針、これは図の中に国と書いてあるところにあるものです。これに基づき道は、平成 19 年 3 月に国からの移譲事務、事業等を盛り込んだ北海道道州制特別区域計画を作成いたしました。

その後、国に提案して認められた事務等をその都度計画に追加してきたところです。この計画は、国から移譲を受けた事務、事業等を道が実施する根拠となるもので、基本方針に基づき平成 23 年度で期間が満了することから、計画期間の更新について国と協議を行ってきたところです。

国におきましては、来年の 1 月下旬から 2 月上旬を目途に基本方針を変更し、その計画期間を平成 19 年度から 27 年度にする予定です。

道としましては、この国の方向に沿って北海道道州制特別区域計画の期間を更新したいと思っております。

2 番、「計画の更新に向けた道としての対応」としまして、更新に当たって、本道を取り巻く状況や道の政策の展開方向との整合性にも留意し、現状と課題、それから今後の取り組みなどについて修正した他、これまで国から移譲を受けた事務、事業等の効果を新たに記載したところです。

3 番、「今後のスケジュール」です。この計画更新の素案をもとに、12 月 9 日から 1 月 10 日までパブリックコメントや道州制特区推進法に基づいて市町村からご意見を伺うとともに、この提案検討委員会におけるご意見などを踏まえまして、最終的に計画の更新案を取りまとめ、来年の道議会、第 1 回定例会に提案をして、議決後に更新した計画を国へ提出する予定となっています。

資料の 2 ページにまいります。これが、計画更新の素案の概要です。下の注意書きにもありますけれども、下線を引いた箇所が現在の計画を修正、または追加した部分で、この点を中心にご説明したいと思います。

なお、参考資料の 2 として素案の全文について、また、参考資料 3 として現行計画と更新の計画の素案の比較表をお付けしております。

では、概要版に基づきでご説明させていただきます。

まず、1 の「道州制特別区域計画の目標」です。

「(2) 北海道の現状と課題」としては、依然厳しい経済情勢など、多くの課題に直面しており、本道の優位性を生かし、自立的発展を目指すとともにバックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や災害に対し、強靱な国土の形成などにも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められています。

このため、食や自然環境など、北海道の優位性である北海道価値を最大限に活用するとともに、地域の暮らしを支えるため、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路・河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努めるほか、道と市町村が連携・協働し、効果的な政策展開に努め、自立的な地域づくりを推進することが必要となってい

ます。

「(3) 計画の趣旨及び今後の取り組み」です。

イにありますように、計画期間については、国との協議を踏まえまして、平成 19 年度から 27 年度までの 9 ヶ年間に変更することとしています。

また、エの今後の取組の主なものを申し上げます。地方分権の推進に向けて市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、広域連携に関する具体的な取組が推進されるよう努めていくとともに、地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を新たな地域づくりの拠点とし、地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいくこととしております。

また、北海道の自立的発展に向けたこれまでの道州制特区制度に基づく提案の実現によって、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや水道事業者などへの迅速かつ一貫した指導・監督が実現し、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などに繋がってきております。

更に道としては、地域主権型社会の構築に向け、本道の優位性である北海道価値を最大限に生かし、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう今後も提案を積み重ね、北海道の自立的発展を図っていくとともに、今後の本格的な権限移譲に向けて必要な財源の確保を求めていくこととしております。

次に 3 ページ目です。

「2 北海道が実施する広域的施策の内容」には、国から移譲を受ける事務・事業と一体的に展開する広域的施策として地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供など、10 項目の施策を掲げており、3 番の「北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等」及び 4 番の「北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業」において、広域的施策と併せて道が実施する 10 項目の事務・事業等を記載しています。

その下の欄、「広域的施策と併せて実施する特定事務等の効果」です。素案では、各事務・事業毎に効果を記載しているものですが、ここでは全体について総括して記述しております。

内容としましては、道がこれまで実施していた事務・事業等と一体的に行うことにより効率的な執行とともに、申請窓口の一本化により利用者の利便性の向上などが図られているという効果を掲げております。

次に、5 番の「その他の取組」です。

広域行政の推進に資するため、国有林と民有林が一体となった森林づくりなど、21 の事業について道と国の地方支分部局等が連携・共同して取り組んできているところです。

最後に 6、「広域的施策の施策効果の把握及び評価」です。

毎年度、フォローアップ作業を通じて推進状況等を把握して、これを踏まえて評価作業を実施することとしております。

素案の概要については、以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

「(4) 道州制特別区域計画の更新について」、これは法律に定められたことでありますので、これの更新の手続きが必要になるということで、前回、前期の最後の委員会で事務局から説明があり、本日こういう形で文章になって上がって参りました。

今の事務局の説明等に関してご意見やご質問がありましたらお出しいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(湯浅委員)

今、聞いていまして、文章の中にどこまで盛り込めるか分からないのですが、今の「北海道の現状と課題」というところは、正直これまでの文章よりもさらに踏み込んだ危機意識というか、そういうものを盛り込めないかと思っています。

3月の東日本大震災や放射能の影響のことや、今、政治の方でも大きく動いているTPPの問題も、これは北海道にとっても大変厳しい状況になるということは、具体的な一つ一つを示すことは出来ないにしても大変な危機の状況になると思えます。

だから、優位性を、そこから解決の方向に持っていくために、さらに自分たちの自立を目指すということは、方向性としては合っていると思えます。その部分を、もう一度、今一度みんなに意識してもらうことによって、北海道はもっと自立の道を選ばなければいか、国だけに頼らずに自分たちの方向性を見極めていかなければいけない時代に入っているという、そこを確認する意味でももう少し踏み込んで書けないかという感じがしています。

(井上会長)

今のご意見は、2ページ目の(2)の「北海道の現状と課題」のアンダーラインが引いてあるところですか。

(湯浅委員)

そうです。

アンダーラインのところは、確かに北海道は、日本の中でも優位性は持っているのですが、課題の中の人口減少や少子高齢化というところは、実はもっと厳しい状況に来ているような気がするし、もしパッケージ化して優先順位を付けるとしたら、農業とか漁業とか食べ物というところも併せてエネルギーの問題とやっていく必要があるくらい緊急度を増していると思えます。

そういう意識をもう一度持ってもらうということも踏まえて、何か工夫ができないかと思っていました。

(井上会長)

ありがとうございます。

事務局から考えを説明していただけますか。それに今、我々が参照しているのは、資料の 7 ということですが、原本はこの参考資料の 2 です。だから、あるいはこちらの方に盛り込んでいるのかもしれないので、その辺も含めて、そういうところまで書き込むものなのかどうかということを含めて、事務局の考えを説明していただいた上で、必要があればこちらで議論をいたします。

(事務局)

今、会長が言われたように、本体は参考資料 2 です。参考資料 2 をご覧いただきたいと思えます。

参考資料 2 の 2 ページ目のところが (2) としまして「北海道の現状と課題」という箇所です。

上の方に書いておられますが、「人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済・雇用情勢をはじめ」という箇所の、次の辺りで、「道内産業への影響が大きい TPP 協定交渉をめぐる問題など、多くの課題に直面しております。」ということで TPP の関係、簡単な記述ではありますが、概要版では、はっきり書き込みはしていなかったのですが、本体の方では、簡単ではありますが触れております。

それから、震災の関係につきましては、(2) のアの上の辺りに、「高い食料供給力や多様な再生可能エネルギー資源などを十分に生かし、バックアップ拠点としての役割を果たすことを通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められています。」ということで記述をするとともに、アのところで「北海道価値を最大限に活用」という項目立てをしております。

2 ページ目の最後の辺りで、「東日本大震災を契機に、環境やエネルギー問題の関心が高まっているほか、企業活動をはじめ首都圏などに集積する業務機能のリスク分散が課題となっており、広大な土地資源、高い食料供給率といった本道の優位性を生かして大震災からの復興やリスク分散の受け皿として一定の役割を担っていくことが求められています。」といった記述をしております。

湯浅委員が言われたのは、この辺をもう少し踏み込んで書いた方が良いのではないかとのご意見かと思えます。

それにつきましては、また、どういう表現にするかということについて検討していきたいと思えます。

(菊池委員)

湯浅さんと意見が重複するかもしれませんが、私は、はっきり分かっていなくて、もしかしたら誤解をしている話になるかもしれません。

北海道は、日本の中で道はここだけなので、我々は、もう少し自信を持って日本という国に対してどんなことをやれるのかということをはっきり自信を持って書いたらどうかと思います。

例えば、まさしく文章の中身としてはこのとおりだと思います。北海道価値を最大限に活用して、日本に貢献するという、食料とか自然環境とか、様々な資源を使って、震災以降の新しいベクトルをきちんと北海道が示すということくらい書いてもいいのではないかと、おごった話かもしれませんが、そう思うことが一つです。

表現の中で、繰り返し出てくるので気になっただけかもしれませんが、自立的発展という言葉が多く見かけられるのですが、産業の振興による地域での仕事づくりによって地域が自立すると思いますが、自立的発展は何によるものなのかということがイメージしにくくなっているような気がします。

我々の田舎のようなところは、とにかく地方、地方で仕事がある、例えば、湯浅さんがやられているようなファームインやファームレストランで人が一人二人来てくれれば、そこに交通が発生し、食料の需給が発生するというような、力強い産業があって自立的発展があると思います。

おそらく書きにくいのだろうという理解をしているのですが、そのような記述が、仕事づくりというか地域の産業・企業の発展というようなことが記述されたら良いと個人的には思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局からこの趣旨というものを説明願います。

(事務局)

まず一つは、先程、担当から説明いたしましたけれども、道州制特区推進法に基づき国から移譲を受けた権限を実施する根拠になるのがこの計画です。

それが期間満了になりますので、国との協議の中で平成27年まで延ばそうということで、計画更新をする訳です。

道州制特区推進法の目的は、大きく3つあります。本道の自立的発展、地方分権の推進などですが、現行計画との比較対照表は、参考資料3になっております。

左側の欄は、現行の計画です。真ん中の欄は、更新の素案ということで、一番目の「北海道の設置」というところで、歴史的な沿革を含めて道というのは、律令制の時代からあったという記述の部分は少し短くしています。具体的に裏面の2ページ目から「北海道の現状と課題」という記述になっています。そこには、先程、湯浅委員がお話になった TPP

の話についても若干触れさせていただいています。

そんな中で、一つには、北海道の広域性ということ、高い食料供給率ということを考えますと、これからの我が国の食料安全保障、あるいは災害に対する本道の貢献ということも当然必要になってくると思います。

それから、上に総括的に現状と課題について記載し、「ア北海道価値を最大限に活用」、それから次のページになりますが、「イ地域の暮らしを支えるための基盤の整備」、「ウ広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進」というように、従来とは若干項目を変えております。アの部分では本道の特性を生かした中で、食を中心とした6次産業化、食関連産業の集積、バイオ技術を活用した機能性食品の開発促進など、新たな産業の創出を図っていく。

この中で雇用を産み出していきたいということと、観光については、多くの人を魅了する多様な観光資源などを効果的に活用することによって本道が観光立国を目指し、我が国の国際観光の推進に向けて重要な役割を担っていきたい。

それから、貴重な森林資源、あるいはバイオマス資源を活用した中で、エネルギー資源の多様性の部分についても一定の役割を担っていきたい。

イの部分については、本道の場合は、他県とは違い国土面積の25%もあるということで、札幌以外の地域は広域分散型で定住条件の維持確保は非常に難しい面もあります。

イとウの部分の連動する訳ですが、実は、どうしても都市間を結ぶインフラの整備というものは広域的に行なっていかなければいけない。自治のあり方についても、大阪都構想とか、色々なことが各地域で言われています。北海道の広域分散に相応しい自治のあり方というものが当然あるだろうと思っています。この辺を含めて記載をしております。特に「地域の暮らしを支える基盤の整備」の部分ですと、第5回提案の過疎地有償運送の時にも同様の議論があったと思いますが、今、地方では足の確保が難しくなっている。人口減少社会は、我が国全体が直面する大きな課題でもあります。それに向けて地域公共交通の確保とか、あるいは、福祉施設のあり方、その他についても、まちなか居住も含めて、先行的な取組みを進めていきたい。このようなことを課題として今の段階では整理している訳です。

趣旨とすれば、そういった本道の特徴や課題の解決に向けて、この特区制度を有効に活用していきたいという視点で私どもは整理をしているつもりです。まだまだ素案の段階で足りない部分がたくさんございますので、今程、委員からいただいたご意見を十分参考にしながら整理をしていきたいと考えております。

(井上会長)

ありがとうございました。

(河西副会長)

この計画に関しては、具体的に誰が読むのでしょうか。

(事務局)

一つは、国に提出するということがあります。もう一つは、この計画は、本編かダイジェスト版かは別にして、少なくとも道民の方々に広くお示しをしたいと考えております。

(河西副会長)

それですと、参考資料2で見ると、1ページから6ページまでは、割合とマクロ的な話です。それに対して7ページ以降というのは、個別の話です。そこの繋がりがよく分かりにくい。

1ページから6ページの中に、例えば、個別具体的な話が入っているのは札幌医科大学と水道の話と指定医療機関の話です。では、7ページ以降に書いてあるような、例えば鳥獣保護法とか治山事業、砂防事業といったものが1ページから6ページのどこに当たるのかということがよく見えてこないのです。

従って、1ページから6ページの中に7ページ以降の個別の事項に関して文章で少し触れるか、もしくは、7ページ以降の個別のところ、例えば、これが定住自立圏のことに繋がるとか行政の効率化に繋がる、そういったものがないと、1ページから6ページまでの部分と7ページ以降の部分がバラバラに感じて、その繋がりがよく分からないというのが、ザッと目を通したところの感想です。

(事務局)

内容や、構成については、今、パブリックコメントと市町村からの意見を聞いているところですので、これから様々な意見が出てくると思います。

19年度から、道のみ認められたものが、今、河西委員が言われた後ろの部分に載っています。そういう点では、通常地域振興計画とは若干性格を異にする部分があります。その部分については、5ページ目に「北海道の自立的発展」という箇所まで今までやってきたことを書いて、その後、国から移譲を受けている事務、それから提案によって実現された権限等が書いてあります。

必ずしも道のみ認められたものだけでなく、JAS法に基づく監督権限については道からの提案に基づいて全国措置されておりますが、そのことは北海道にとっても意味があることです。総括的な評価は、当然、国は国で行いますけれども、道の段階でも行なっていかなければならないという気もいたしております。

今、こういう形で記載しておりますけれども、その体系も含めて、どういう形が一番道民の皆様、あるいは国に対して、それは5年間で一定の成果があった、あるいは課題があるからこそ次に進むという話にしていかなければならないものですから、その点については今後、今日のご意見だけではなく、いろいろな意見が、当然1月10日までに出てくると思

いますので、その辺を含めて少し体系、全体の流れ、それが繋がるような形で整理させていただきたいと思っております。

そこは、少し精査した段階で委員の方に、委員会という形の中で改めてご意見を聞くか、個別に何らかの形で対応させていただくか、その辺については、今の段階でお約束できませんが、いずれにいたしましても、しっかり対応していきたいと考えております。

(事務局)

補足をさせていただきます。

この資料 7 に道州制特区計画の更新についてという資料があります。

その中で、「1 特区制度の仕組み」という項目があります。何のために計画を作るのかということですが、行政は、法律とか要綱、要領、計画に位置付けられているなど、根拠があつて権限などを行使できます。特区提案により認められた、そして道が権限を行使する根拠となるものが、この計画の中に位置付けられることによって、その事務を、道が執行できる根拠になるということをご理解いただきたいと思います。

そして、この構成につきましては、色々な構成の仕方があると思いますが、国の基本方針などで、この計画については、最初に計画の目標とか広域的施策の内容、3 点目として道が実施する、要するに特区として実施する特定事務など、実は項目立ての一つのルールの中で決まっていますので、そうした性格の、特区を実際に実行する根拠となるものということです。項目立てが規定されているということをご理解いただきたいと思います。

先程、新旧対照表で申し上げましたとおり、現状については、自由に書くことができます。今回の計画は、率直にいうと、今までの 5 年間の計画が切れるので、もう 4 年間延長しますというもので、それほど、大幅に変更する必要はないのかもしれませんが、かなり情勢については踏み込んで見直したつもりです。

ただ、今日の意見を受け止めながらも一度検討をします。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

そういうことがあったので、資料 7 について、そもそもこれは一体何なのか。何故この場で議論をするのかということをごきちんと言っておいていただかないと、議論が想定している方向に行かないのではないかという意味で申し上げました。

前回も、確か私は、議題の整理のときに、これは審議事項ではなくて報告事項ではないか、つまり、特区提案検討委員会の必ずしも所掌と言いますか、定められた任務の中には、これは入っているのか入っていないのか微妙なところで、ただ、これがあつてはじめて特区提案検討委員会があるから、この場しか議論する場がありませんと言われれば確かにそうだけれども、これは報告事項の類のものではないかと申し上げました。

それで議論をいただいて、委員の方からいただいた意見は、今、地域振興監の方でまと

めていただいたように逐一検討に値するようなご意見なので、引き取っていただいて、パブリックコメントで寄せられる貴重な意見も含めて整理、そして可能な限り反映させていただきたいとこの委員会では要望しておくということです。

私は、そういう理解でいたのですが、河西委員からの質問で、これは誰に見せるのかと言われた。私は、既存のものを延長するだけだから、これでやりますと言えば済むだろうと思ったけれども、道民の皆様目の触れるとなると、ちょっと待てよということになる。

河西委員が言われた、道の他の委員会でも、確か今の新・北海道総合計画、10ヵ年計画でも今年確か3年のレビューをやったときに、一体この記述は、後ろのほうの各論のどこにどう関連しているのか分からないのではないかという意見が出て、少しリンクが明らかになるよう改善した記憶があります。

最初の6ページまでのマクロの総論のところと後ろの各論のところ、どういう関連になっているのかということが、できる限り分かるように配慮していただければありがたい。これも改めて検討し、いろいろな事務手続きもあるでしょうし、決められたフォーマットもあるでしょうから、貴重な意見として引き取っていただければと思います。事務局の方でよろしく願いいたしたいと思います。

最後の「次回、(第46回)委員会について」ということで、この点について事務局のほうから簡潔にご説明をいただけますでしょうか。

(事務局)

次回以降の審議項目につきましては、先程もご説明申し上げましたが、現時点では、具体的には未定ということになると思います。

先程の資料6から準備が整ったものについて、順次ご審議をいただきたいと考えております。

また、審議項目につきましては、井上会長とご相談しながら、テーマに関連しました参考人に出席をいただくなど、話をお聞きしながら審議を進めていただくということで考えております。

従いまして、具体的な日程につきましては、議題の準備が整い次第、恐縮ではございますが別途調整をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(井上会長)

次回委員会について事務局から説明がありましたけれども、ご意見・ご質問はございませうでしょうか。

(河西副会長)

おおよその目安としてはいつ頃開催されるのでしょうか。

(事務局)

新年に入ってから、開催を予定しておりますが、改めてご相談をしたいと思います。

(河西副会長)

前回、3月に委員会があって、その後音沙汰がなかったので、そういうことがありましたので一応目安を聞きました。

(井上会長)

その点は、これから各委員のご意見を賜りながら、今後の運営のあり方というのは、胸突き八丁と3回目を言うのですけれども、真摯にご検討をいただきたいと思います。実際にこれをやった最初の頃は、湯浅委員などが入っておられた時期だったかなと思いますが、確か、ずっと以前ですが、私は、函館に、前まで副会長をやっていた五十嵐さんとか、知事も行かれて、函館で道州制についてのフォーラムを開催しました。200人くらいが来られたと思います。様々な、想定もしなかったようなご意見も賜ったのですが、そのようなことをやっていた時期もあります。

色々な事情もあるので、事務局としても難しい部分があるかもしれませんがご検討いただきたいと思います。

委員の人数が揃わないということは良くないと思います。事務局のせいばかりではなく、他の委員会もそうですが、土曜日、日曜日にやれとは言わないけれども、他の委員会は人が揃わなかったら夜に開催しています。6時から9時くらいまでやりました。皆さん方色々な都合があると思いますけれども、なるべく委員を揃えるようにご検討いただきたいと思っています。

他、よろしいでしょうか。

では、最後「(6) その他」とあります。

(事務局)

今、各委員のお手元にお配りしておりますけれども、先程来、道州制特区計画の更新の関係のご意見をいただいておりますが、実は、1月10日までパブリックコメントを実施しております。これは、ホームページを御覧いただければと思うのですが、今日、委員の皆さんには意見募集要領と意見提出様式を2枚程付けさせていただきました。委員から直接ご意見をいただいても結構ですし、あるいは、一緒にお仕事をされている方、友人の方、大学の同僚の先生方、一人でも多くの方々からご意見をいただきたい。あるいは、その過程を通じて道州制特区制度についてご理解を深めていただくこともできるのではないかと考えています。是非、その点についてはご協力いただきたいと思います。

もう一点、先程、竹田委員からもお話があったのですが、資料6の今後検討する新規 37

件について、分野が農林水産から地域振興まで、従来の一つ一つではなく少し大括りにして、仮置きで分類しています。農林水産と経済振興、場合によっては環境保全も一体的にパッケージになるかもしれません。

このように並べていくと、実は、同じような形で議論した方が良いというテーマも当然これまでの過去の提案の見直しということも必要ですが、一方では関連する事項について、なかなか道民からの提案がすぐ出てくるとも限りませんので、もし委員の皆さんで何かあれば、ご提案いただければ大変ありがたいと考えております。

スウェーデンのベクショー市というところでは、林業振興の関係でほとんど木質の高層建築物、8階くらいのマンションも木質で作っているということで、有名とのこと。今調べていまして、北海道でもそういうことができないかということを検討しています。

各委員もご専門の立場で色々あろうかと思しますので、是非色々なご提案をいただければ大変ありがたいと考えております。

以上2点についてよろしくお願いします。

(井上会長)

ありがとうございました。

他に予定している議題等はないのですが、よろしいでしょうか。

今日の委員会では出なかったようなことでも、言い忘れたことでお気付きのことがあれば事務局に電話やメールなどでお出しいただければと思います。

できるだけ良いものになるように覚悟をもって望みたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これにて閉会いたします。ご苦労さまでした。